

2022年4月1日改定

## JQ CARD会員特約

### 第1条(本特約)

- 1.本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「JQ CARD」といいます。)の会員に対し、九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」といいます。)が定める「JRキューボ利用規約」(以下「ポイント規約」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が定める「MUFJカード個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とポイント規約または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
- 2.本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規約または会員規約の定義によるものとします。

### 第2条(JQ CARDの名称と入会方法)

- 1.JQ CARDは、三菱UFJニコスとJR九州との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
  - JQ CARD VISA
  - JQ CARD Mastercard
  - JQ CARD GOLD VISA
- 2.入会申込者は、本特約、ポイント規約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよびJR九州(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
- 3.両者がJQ CARDの本会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)とJR九州の会員資格(以下「JR九州会員資格」といいます。)とを有するものとします。
- 4.三菱UFJニコスは会員に、JQ CARDを貸与いたします。

### 第3条(会員資格取消等)

- 1.会員にJR九州の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等JR九州会員資格を有するに不適当であると認められた場合、JR九州は、何らの通知、催告を要しないで当該会員のJR九州会員資格を取消することができるものとします。これにより本会員がJR九州会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然にJR九州会員資格を喪失するものとします。
- 2.会員がJR九州会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。
- 3.会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、JR九州会員資格も当然に喪失するものとします。
- 4.会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、JR九州または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちにJQ CARDを三菱UFJニコスに返却し、またはJQ CARDに切り込みを入れて破棄するものとします。

### 第4条(特典およびサービスの利用)

- 1.会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2.会員は、JR九州およびJR九州のグループ会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、JR九州所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、JRキューボサービスについてはポイント規約によるものとします。

第5条(年会費)

JQ CARDの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

	JQ CARD GOLD	JQ CARD
本 会 員	8,800円	1,375円*1
家族会員	1名様は無料。 2名様以上の場合、2人目 より1名様につき440円*2	1名様につき440円*1*2

\*1 JQ CARDの場合、入会初年度の年会費は無料とします。  
また、2年目以降の年会費については、本会員・家族会員の  
いずれかの方が、ショッピング利用代金の所定の集計期  
間中に、一度でもJQ CARDによりショッピング利用をし  
た場合、本会員・家族会員ともに無料とします。

\*2 家族会員の年会費は、本会員の年会費請求月にあわせて  
の請求となります。  
なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本  
会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

<JQ CARDの年会費無料条件>

年会費		集計期間	集計期間の参考例 (2014年10月1日 入会の場合)
初年度	無料	-	-
2年目	集計期間 中に一度 でも利用 をした場 合は無料	入会日 ～ 当年度年会費請求月*3の 前月15日迄	2014年10月1日 ～ 2015年11月15日 (年会費請求月*3は 2015年12月)
3年目 以降		前年度年会費請求月の 前月16日 ～ 当年度年会費請求月の 前月15日迄	2015年11月16日 ～ 2016年11月15日 (年会費請求月は 2016年12月)

入会日はカード送付時の台紙に記載しています。  
所定の集計期間内に三菱UFJニコスに到着した売上票または  
売上データが対象となります。

\*3 2013年10月15日までに入会した会員の年会費請求月  
は、入会日が1日から15日の場合は入会月の翌月、16日か  
ら末日の場合は入会月の2ヵ月後となります。  
また、2013年10月16日以降に入会した会員の年会費請  
求月は、入会日が1日から15日の場合は入会月の2ヵ月  
後、16日から末日の場合は入会月の3ヵ月後となります。

第6条(家族会員に関する取扱い)

本規約等の定めにかかわらず、両者は当面の間、家族会員として  
JQ CARDの発行は行わないものとします。なお、両者が家族会員  
としてJQ CARDの発行を行った場合は、本規約等が適用される  
ものとします。

2022年4月1日改定

## JQ CARD「個人情報の取扱いに関する特約」

### 第1条(本特約の適用)

本特約は、MUFGカード個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはJQ CARD会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

### 第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

1. JQ CARDの本会員入会申込者、本会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに届出いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス等、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称：九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」といいます。)

住 所：〒812-8566 福岡県福岡市博多区博多駅前3-25-21

電 話 番 号：0570-097-888

- 利 用 目 的：①JR九州Web会員サービスの提供ならびに案内。  
②JR九州の事業における市場調査、商品開発。  
③JR九州の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。  
④JQ CARDの機能・付帯サービス提供。

2. 会員等は、提携先が前項において取得した個人情報を保護措置を講じたうえで、提携先のグループ会社(以下「グループ会社」といいます。)および株式会社阪急阪神百貨店(以下「阪急阪神百貨店」といいます。)に提供し、グループ会社または阪急阪神百貨店が下記の目的のために利用することに同意するものとします。なお、本項にもとづく個人情報の管理責任者は提携先となります。グループ会社の企業名称、事業内容等はホームページ(<https://www.jrkyushu.co.jp/profile/works/group.jsp>)をご確認ください。

グループ会社での利用目的：

- ①グループ会社の事業における市場調査、商品開発。
- ②グループ会社の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。
- ③JQ CARDの機能・付帯サービス提供。

阪急阪神百貨店での利用目的：

- ①阪急阪神百貨店の事業における市場調査、商品開発。

②阪急阪神百貨店の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

③JQ CARDの機能・付帯サービス提供。

3. 会員等は、オートチャージサービスの利用契約を申込むために申込書に記載した氏名、生年月日、性別、住所等の個人情報を提携先が別途定める「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」に従い提携先が管理することに同意するものとします。

#### 第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条1.の利用目的①②③および前条2.の利用目的①②に定める市場調査、商品開発、宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

#### 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。